

## 岡山県の肺がん検診等における胸部X線検査の判定基準と指導区分

二重読影時の 仮判定区分	比較読影を含む 決定判定区分	X線所見	二重読影時の 仮指導区分	比較読影を含む 決定指導区分
a	A	「読影不能」 撮影条件不良、現像処理不良、 位置付不良、フィルムのキズ、 アーチファクトなどで読影不能 のもの		再撮影
b	B	「異常所見を認めない」		定期検診
c	C	「異常所見を認めるが精査を必 要としない」 明らかな石灰陰影、繊維性変化、 気管支拡張症、気腫性変化、広 範囲な陳旧性病変などで精査や 治療を必要としないと判定でき る陰影		
d	D	「異常所見を認め精査を要する 肺癌以外の疾患が考えられる」	比較読影	
d1	D1	「肺結核」治療を要する肺結核 を疑う		
d2	D2	「非結核性肺病変」肺炎、気胸 など治療を要する所見		
d3	D3	「循環器疾患」冠状動脈石灰化、 大動脈瘤など心血管異常		
d4	D4	「石綿関連所見」胸膜ブランク、 中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜 肥厚などの石綿関連所見		
d5	D5	「その他」縦隔腫瘍、胸壁腫瘍 など精査を要する所見		
e	E	「肺癌の疑い」 「肺癌の疑いを否定しえない」 「肺癌を強く疑う」 孤立性陰影、陳旧性病変に新しい 陰影が出現、肺門部の異常(腫 瘍影、血管・気管支などの肺門 構造の偏位など) 気管支の狭窄・閉塞による二次 変化 (区域・葉・全葉性の肺炎、無 気肺、肺気腫など) その他肺癌を疑う所見		肺癌に対する精査

注) 仮判定で「d」または「e」に区分されたものについては、過去のX線写真との比較読影を行い  
(A～E)を決定する。

ただし、過去のX線写真がないために比較読影が出来ない場合は、仮判定をそのまま決定判定として  
差し支えない。(平成19年3月 岡山県生活習慣病検診等管理指導協議会肺がん部会 作成)